

廃棄物処理に係る広報印刷物等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物処理に係る広報印刷物等（以下「広報印刷物等」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広告主の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び川崎市が出資、または出捐する法人
- (2) 国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれらが出資、または出捐する法人
- (3) 公共交通機関、ガス・電力会社、新聞、テレビ、ラジオ、市内に本店や支店のある銀行・信用金庫・信用組合・農協・その他これに類するもの
- (4) 文化的行事や学生募集を行う市内の大学や学校
- (5) 市内のデパート、商店街や専門店の連合体
- (6) 特産品・名物品などに関連する地元企業で、市のイメージアップが図れるもの
- (7) 不特定多数が利用できる文化・スポーツ施設
- (8) その他環境局長が適当と認めたもの

(広告の範囲)

第3条 広報印刷物等に掲載する広告は、広報印刷物等の品位を損なわないもので、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号の規定に該当するものは、掲載しないものとする。

- (1) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (2) 著しく営利性を帯びたもの
- (3) 政治、宗教、選挙に関連するもの
- (4) 個人・団体の意見広告と名刺広告
- (5) 従業員・アルバイト等の人材募集広告
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業広告
- (7) その他広報印刷物等への掲載が好ましくないと環境局長が認めたもの

(広告スペース)

第4条 広告の掲載スペースは、川崎市広報印刷物等広告掲載要綱第5条の規定に基づき、環境局生活環境部廃棄物政策担当主幹が定めるものとする。

(広告スペースの売り渡し)

第5条 前条の広告スペースは、適正な価格で広報印刷物等製作受託業者（以下「受託業者」という。）に売り渡すものとする。

(広告主の募集及び選定)

第6条 受託業者は、第2条及び第3条の規定に従い、広告主の募集及び選定を行うもの

とする。

- 2 受託業者は、広告主及び広告の選定に際し、第2条及び第3条の判断に疑義が生じた場合は、速やかに市に判断を求めなければならない。
- 3 受託業者は、広告主の選定結果について速やかに市に報告しなければならない。

（広告原稿の作成）

第7条 受託業者は、広告原稿の作成にあたって、あらかじめ広告内容等について市と協議しなければならない。

（広告掲載の決定）

第8条 環境局長は、第2条及び第3条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定するものとする。

- 2 環境局長は、広告掲載の適否の判断に際し、必要な場合は、広報印刷物等広告掲載審査委員会を開催することができる。

（広告掲載審査委員会）

第9条 広報印刷物等の広告掲載の適正化を図るため、広報印刷物等広告掲載審査委員会（以下「委員会という。」）を設置する。

- 2 前項に定める委員会は、生活環境部長、廃棄物政策担当参事、収集計画課長、廃棄物政策担当主幹をもって構成し、委員長は生活環境部長とする。
- 3 委員会は、以下に掲げるものについて審査する。
 - （1）広告主の範囲及び広告掲載の内容等に疑義が生じた場合
 - （2）第2条及び第3条に関すること
- 4 委員会は、審査結果についてすみやかに環境局長へ報告するものとする。

（広告主の責務）

第10条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、第三者から掲載した広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。

（事務局）

第11条 事務局は、川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当に置く。

（その他）

第12条 その他必要な事項については、環境局長がこれを定める。

附 則

- 1 この要領は、平成18年6月30日から施行する。
- 2 川崎市「くらしとごみのカレンダー」広告掲載要領は、廃止する。